

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱

16農会第1494号
平成17年3月23日
農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を行うため、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領（平成17年3月23日付け16農会第1493号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づき、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該事業を行う者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業に要する経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 交付決定額の下限は、1補助事業当たり、補助事業者のうち実施要領第4に定める研究機関について300万円、普及推進機関について200万円とする。

ただし、実施要領第3の提案公募区分を所管する各局庁の長（以下「所管局長等」という。）が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別紙様式第1号又は別紙様式第2号とし、その提出部数は正副2部とする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定に基づく申請書の提出時期は、毎年度農林水産大臣が別に定める日までとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別紙様式第3号又は別紙様式第4号の補助事業変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき、農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定に係る年度の10月末日現在において、別紙様式第5号の補助事業遂行状況報告書を作成し、その翌月の末日までに農林水産大臣に提出するものとする。ただし、所管局長等が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第10 規則第6条の規定に基づく実績報告書の様式は、別紙様式第6号のとおりとする。実績報告書の提出の期日は、補助金の交付の決定があった年度の翌年度の4月20日とする。

2 補助事業者は、第4の2のただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4の2のただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定したときには、その金額（2の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第7号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 補助事業者のうち民法第34条の規定により設立された法人は、別紙様式第8号の補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付の決定があった年度の翌年度の6月10日までに農林水産省に提出しなければならない。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は製造価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第13 補助事業者は、適正化法第22条の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別紙様式第9号の財産処分承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

別表（第2、第7関係）

| 区 分 | 経 費 | 補助率 | 重 要 な 変 更 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | <p>【経費の配分の変更】 区分の欄に掲げる1から5までの経費の相互間における増減</p> |
| 1 食品産業と生産者の連携強化 | <p>1 研究開発費 研究機関が実施要領に基づいて行う研究開発の実施に必要な次の経費 (1) 直接経費 (ア) 研究員費 (イ) 備品費 (ウ) 試験研究費 試験研究費にあつては、研究資材費、研究補助者賃金、消耗品費、機械リース費及び依頼分析費とする (エ) 研究委託費 (2) 間接経費 研究委託費を除く直接経費に対し30%を上限とする</p> <p>2 普及指導費 普及推進機関が実施要領に基づいて行う研究開発の普及推進に必要な経費</p> | <p>1 / 2 以内 ただし、総合食料局長が別に定める場合にあっては2 / 3 以内</p> <p>定 額</p> | <p>【経費の配分の変更】 1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における増減 2 経費の欄に掲げる1の(1)の(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>【事業の内容の変更】 1 研究開発課題の変更 2 研究開発の実施場所の変更 3 主任研究員の変更 4 事業の内容に基本的な影響を及ぼす機械及び器具の能力に関する変更</p> |
| 2 地域材利用拡大推進 | <p>1 研究開発費 研究機関が実施要領に基づいて行う研究開発の実施に必要な次の経費 (1) 直接経費 (ア) 研究員費 (イ) 備品費 (ウ) 試験研究費 (エ) 研究委託費 (2) 間接経費 研究委託費を除く直接経費に対し30%を上限とする</p> <p>2 普及指導費 普及推進機関が実施要領に基づいて行う研究開発の普及推進に必要な経費</p> | <p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> | <p>【経費の配分の変更】 1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における増減 2 経費の欄に掲げる1の(1)の(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>【事業の内容の変更】 1 研究開発課題の変更 2 研究開発の実施場所の変更 3 主任研究員の変更 4 事業の内容に基本的な影響を及ぼす機械及び器具の能力に関する変更</p> |
| 3 健全な森林力増進 | <p>1 研究開発費 研究機関が実施要領に基づいて行う研究開発の実施</p> | <p>1 / 2 以内</p> | <p>【経費の配分の変更】 1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における増減</p> |

| | | | |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>に必要な次の経費</p> <p>(1) 直接経費</p> <p>(ア) 研究員費</p> <p>(イ) 備品費</p> <p>(ウ) 試験研究費</p> <p>(エ) 研究委託費</p> <p>(2) 間接経費</p> <p>研究委託費を除く直接経費に対し30%を上限とする</p> <p>2 普及指導費</p> <p>普及推進機関が実施要領に基づいて行う研究開発の普及推進に必要な経費</p> | 定 額 | <p>2 経費の欄に掲げる1の(1)の(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>【事業の内容の変更】</p> <p>1 研究開発課題の変更</p> <p>2 研究開発の実施場所の変更</p> <p>3 主任研究員の変更</p> <p>4 事業の内容に基本的な影響を及ぼす機械及び器具の能力に関する変更</p> |
| 4 水産業構造改革加速化促進 | <p>1 研究開発費</p> <p>研究機関が実施要領に基づいて行う研究開発の実施に必要な次の経費</p> <p>(1) 直接経費</p> <p>(ア) 研究員費</p> <p>(イ) 備品費</p> <p>(ウ) 試験研究費</p> <p>(エ) 研究委託費</p> <p>(2) 間接経費</p> <p>研究委託費を除く直接経費に対し30%を上限とする</p> <p>2 普及指導費</p> <p>普及推進機関が実施要領に基づいて行う研究開発の普及推進に必要な経費</p> | <p>1/2以内</p> <p>ただし、水産庁長官が別に定める場合にあっては2/3以内</p> <p>定 額</p> | <p>【経費の配分の変更】</p> <p>1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の(1)の(ア)から(エ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>【事業の内容の変更】</p> <p>1 研究開発課題の変更</p> <p>2 研究開発の実施場所の変更</p> <p>3 主任研究員の変更</p> <p>4 事業の内容に基本的な影響を及ぼす機械及び器具の能力に関する変更</p> |
| 5 革新的技術による新生産システムの開発及び地域研究成果最適移転システム支援 | <p>1 研究開発費</p> <p>研究機関が実施要領に基づいて行う研究開発の実施に必要な次の経費</p> <p>(1) 直接経費</p> <p>(ア) 研究員費</p> <p>(イ) 試験研究費</p> <p>(ウ) 研究委託費</p> <p>(2) 間接経費</p> <p>研究委託費を除く直接経費に対し30%を上限とする</p> <p>2 普及指導費</p> <p>普及推進機関が実施要領に基づいて行う研究開発の普及推進に必要な経費</p> | <p>1/2以内</p> <p>定 額</p> | <p>【経費の配分の変更】</p> <p>1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の(1)の(ア)から(ウ)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>【事業の内容の変更】</p> <p>1 研究開発課題の変更</p> <p>2 研究開発の実施場所の変更</p> <p>3 主任研究員の変更</p> <p>4 事業の内容に基本的な影響を及ぼす機械及び器具の能力に関する変更</p> |

別紙様式第1号（第4の1関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金
交付申請書（研究機関分）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
研究機関名
代表者氏名
印

年度において、下記のとおり地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を実施したいので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第4の1の規定に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 提案公募区分名（実施要領第3関係）
- 2 研究開発課題名
- 3 研究開発課題の目的
（研究開発課題の背景、社会的・技術的問題点及びその対応策、研究開発課題の特徴等を概説すること。）
- 4 研究開発課題の内容
 - （1）基礎となる試験研究の概要及び研究開発の目的
 - （2）実施場所及び実施体制（2か所以上に分かれるとき（事業の一部を委託する場合を含む）は、すべて記載すること。）
 - （3）研究開発の内容（研究項目、材料等を具体的に記載すること。）
 - （4）期待される成果（本事業を実施することにより、どの程度の成果が期待されるか等について具体的に記載すること。）
 - （5）実施方法
 - （6）研究開発担当者の氏名及び略歴
（主任研究員、研究員について記載すること。）
 - （7）その他特記事項

5 経費の配分

| 区 分 | 補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） | 負 担 区 分 | | 備 考 |
|-----------|--------------------------|---------|------|-----|
| | | 国庫補助金 | 自己資金 | |
| 1 直接経費 | 円 | 円 | 円 | |
| (1) 研究員費 | | | | |
| (2) 備品費 | | | | |
| (3) 試験研究費 | | | | |
| (4) 研究委託費 | | | | |
| 2 間接経費 | | | | |
| 計 | | | | |

- (注) 1 研究委託費の項に係る備考欄には、委託先機関名を記載すること。
 2 間接経費の項に係る備考欄には、研究委託費を除く直接経費に対する当該比率を%（小数点以下切り上げ）で記載すること。

6 研究開発の完了予定年月日（又は完了年月日）

7 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 （又は本年度 精算額） | 前年度予算額 （又は本年度 予算額） | 比 較 | | 備 考 |
|---------|--------------------------|--------------------------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| 1 国庫補助金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 自己資金 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度 精算額) | 前年度予算額 (又は本年度 予算額) | 比 較 | | 備 考 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| 1 直接経費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| (1) 研究員費 | | | | | |
| (2) 備品費 | | | | | |
| (3) 試験研究費 | | | | | |
| (4) 研究委託費 | | | | | |
| 2 間接経費 | | | | | |
| 計 | | | | | |

- (注) 1 各費目の細目ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。
- 2 備品費により購入する(購入した)機器等ごとにその員数、単価、型式等を整理し、別表として添付すること。
- 3 計の備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「税額含」と記入すること。

8 他の補助金等との関係

当該補助事業に関連して他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合、その補助金等の名称、申請額(交付額)及び申請(交付)の相手方を記載すること。

9 添付書類

- (1) 機器等の管理運営に関する規定又は要領
- (2) 申請者の営む主な事業を記載した書類
- (3) 申請者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (4) その他必要となる書類

別紙様式第2号（第4の1関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金
交付申請書（普及推進機関分）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 省 大 臣 殿

住 所
普及推進機関名
代 表 者 氏 名 印

年度において、下記のとおり地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を実施したいので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第4の1の規定に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の要旨

2 事業の実施方法及び実施体制

3 事業の実施内容

- (1) 推進会議（開催予定日、構成メンバー等を記載すること。）
- (2) 現地指導及び調査（研究機関が実施している研究開発課題ごとの現地指導計画を具体的に記載すること。）
- (3) 研究成果の普及（成果の普及方法等について具体的に記載すること。）
- (4) その他研究開発の推進に必要な事業

4 経費の配分

| 区 分 | 補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） | 負 担 区 分 | | 備 考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------|------|-----|
| | | 国庫補助金 | 自己資金 | |
| 普及指導費 （内訳） （1）推進会議費 （2）現地指導費 （3）成果普及費 （4）その他研究開発に必要な事業推進費 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

- (注) 1 (内訳) の推進会議費の備考欄には、主な支出費目について記載すること。
 2 (内訳) の現地指導費の備考欄には、現地指導を行う推進委員数を延べ人数で記載すること。

5 事業の完了予定年月日（又は完了年月日）

6 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 （又は本年度 精算額） | 前年度予算額 （又は本年度 予算額） | 比 較 | | 備 考 |
|---------|--------------------------|--------------------------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| 1 国庫補助金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 自己資金 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度 精算額) | 前年度予算額 (又は本年度 予算額) | 比 較 | | 備 考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| 普及指導費 (内訳) (1) 推進会議費 (2) 現地指導費 (3) 成果普及費 (4) その他研究開 発に必要な事業 推進費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

- (注) 1 区分の内訳ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。また、必要に応じ別表として添付すること。
- 2 計の備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「税額含」と記入すること。

7 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業を記載した書類（定款又は寄付行為及び業務運営規程等）
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項を記載した書類（決算報告書又はそれに準じるもの1年分）

別紙様式第3号（第6関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
変更承認申請書（研究機関分）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
研究機関名
代表者氏名
印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業について、下記のとおり変更したいので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「研究開発課題の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分を容易に比較できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前のものを括弧書で上段に記載することとする。また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付することとする。

別紙様式第4号（第6関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
変更承認申請書（普及推進機関分）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
普及推進機関名
代 表 者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業について、下記のとおり変更したいので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第2号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の要旨」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分を容易に比較できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前のものを括弧書で上段に記載することとする。また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付することとする。

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業について、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおりその遂行状況を報告します。

記

| | 事業計画 | | | 遂行状況 | | | 備考 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|----------|-------------|-------------------|-----|----|---------------|
| | 事業費 | 事業費内訳 | | 事業開始 年月日 | 10月末日までに 完了した分 | | | 事業完了予定 年月日 |
| | | 国庫 補助金 | 自己 資金 | | 事業費 | | | |
| | | | | | 出来高 | 進捗率 | | |
| 1 研究開発費 (1)直接経費 (ア)研究員費 (イ)備品費 (ウ)試験研究費 (エ)研究委託費 (2)間接経費 2 普及指導費 | 円 | 円 | 円 | | 円 | % | | |
| 計 | | | | | | | | |

注) 研究機関にあっては研究開発費とその内訳を記載し、普及推進機関にあっては普及指導費を記載すること。

別紙様式第6号（第10の1関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
実績報告書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者氏名
印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業について、下記のとおり実施したので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第10の1の規定によりその実績を報告します。

（なお、併せて補助金の精算額 円の交付を請求します。）

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号又は別紙様式第2号の記の様式に準ずるものとする。また、添付書類については、補助金交付申請書及び補助金変更交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付することとする。

別紙様式第7号（第10の3関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者氏名
印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業について、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱第10の3の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）参考となる資料を添付すること。

別紙様式第8号（第11関係）

平成 年度補助金等支出明細書

| | | | |
|--------------------------|--|---------|--|
| 1. 補助金等の名称 | | | |
| 2. 事業の目的及び内容 | | | |
| (1) 目的 | | | |
| (2) 具体的な内容 | | | |
| 3. 交付先の公益法人の名称 | | | |
| 4. 交付実績額 | | 千円 (A) | |
| 5. 補助金等における管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | 千円 | |
| (2) 一般管理費 | | 千円 | |
| (3) その他の管理費 | | | |
| 内 容 | | 金 額 | |
| | | 千円 | |
| 合 計 | | 千円 | |
| 合 計 | | 千円 | |
| 6. 外部への支出 | | | |
| (1) 外部に再補助等されているものに関する支出 | | | |
| 支 出 内 容 | | 支 出 先 | |
| | | 金 額 | |
| | | 千円 | |
| 合 計 | | 千円 (B) | |
| (2) (1) 以外の支出 | | | |
| 支 出 内 容 | | 支 出 先 | |
| | | 金 額 | |
| | | 千円 | |
| 合 計 | | 千円 | |
| 7. その他 | | | |
| 内 容 | | 金 額 | |
| | | 千円 | |
| 合 計 | | 千円 | |
| 8. 再補助等の割合 | | % (B/A) | |

- (注) 1. 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。
 なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
2. 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
 なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。
 「(2) (1) 以外の支出」の具体例：旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
3. 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的な名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
4. 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
5. 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業
財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所
機 関 名
代表者氏名
印

地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、下記により処分したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 処分発生の理由
- 2 処分の方法（売払いにあつては、売渡見込価格を記載のこと。）
- 3 処分しようとする財産の概要
 - (1) 財産の名称、型式等
 - ア 名 称
 - イ 型 式
 - ウ 数 量
 - エ 耐用年数
 - (2) 財産の現状（破損等の状況、使用の状況等詳細に記載のこと。）
 - (3) 財産の取得
 - ア 取得（製造）年度
 - イ 取得（製造）価格
 - ウ 補助金額
- 4 その他参考事項
- 5 添付書類
処分しようとする財産の設計図等